

宅地建物取引主任者とは

◆多くの人にとって、マンションや戸建など不動産の購入は、一生に一度の大きな買い物であり、とても重要な事柄です。その大切な不動産の取引について、消費者の保護の立場から、物件に関する重要事項の説明などをせうのが宅地建物取引主任者です。

◆このように宅地建物取引主任者は、不動産取引の専門家として重要な役割を担っており、宅地建物取引業法（一般的にいう不動産業者のことです。）の従業員8人以上かつ1人以上の割合で設置が定められるなど、不動産業界で活躍するためには必須の国家資格となっています。

◆また、宅地建物取引主任者の資格には、金融機関をはじめとする多くの企業においても高く評価されています。そして、拡大する不動産投資市場においても、基礎となるスキルを身につける上で不可欠な資格となっています。



◆宅地建物取引士法施行規則第1条（定義）第2項（2014年3月現在）

宅地建物取引主任者資格試験（宅建試験）とは

◆宅地建物取引主任者資格試験は、不動産取引の専門家である宅地建物取引主任者に必要な知識を問う試験で、その内容は宅地建物取引業法のみならず、不動産取引に密接に関連する民法等の法令を多岐にわたって、最もチャレンジしやすい資格試験としても知られています。

◆宅地建物取引主任者資格試験は、一度合格すると一生有効です。ただし、宅地建物取引主任者として実際の仕事に就事する場合には、都道府県知事への登録・主任者証の交付を受けることが必要となります。

試験の概要

- 受験資格** 年齢、学歴等に制限なく、誰でも受験できます。
- 受験時期** 年1回（10月第3日曜日）
- 試験地** 無料として、実施している都道府県内の試験会場
- 試験内容**
 - 1 宅地建物取引業法などの宅地建物取引業者を規律する法令
 - 2 民法、借地借家法などの不動産取引の基礎となる法令
 - 3 都市計画法、建築基準法などの土地・建物を規制する法令
 - 4 借家法は、地方自治法などの土地・建物に対する権利を規定する法令
 - 5 借家法以外、不動産の鑑定評価など宅地・建物の価格の決定に関する法令や知識
 - 6 不動産品質、不動産取引上法などの不動産の権利に関する法令や知識の知識
 - 7 土地・建物に関する常識

